

## 小牧市自殺対策計画策定について

### 1 国の動向

平成 18 年 10 月	自殺対策基本法施行
平成 19 年 6 月	自殺総合対策大綱が閣議決定（H24.8 廃止）
平成 24 年 8 月	自殺総合対策大綱が閣議決定（H29.7 廃止）
平成 28 年 4 月	自殺対策基本法改正
平成 29 年 7 月	自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～ 閣議決定

#### 自殺の背景

<要因>精神保健上の問題、過労、生活困窮、育児・介護疲れ、いじめや孤立等様々な社会的要因がある。

<心理>様々な悩みで追い詰められ、自殺以外考えられない心理状態に陥ること。

与えられた役割に対する過剰な負担感から、追い込まれること。

社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感から、自殺に至る。

自殺 = 多くが追い込まれた末の死である。

自殺に追い込まれるということは、「誰にでも起こりうること」であることから、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指す。

自殺対策は「生きるための包括的な支援」である。

### 2 小牧市の自殺対策計画策定について

- ・平成 28 年 4 月施行の改正自殺対策基本法により、平成 30 年度までに都道府県及び市町村において自殺対策計画の策定が義務付けられた。
- ・自殺対策は市民の命を守る取組みであり、市民が生きがいや希望をもって暮らすことができるよう計画を策定するもの。

#### (1) 計画策定の体制

- ・計画を策定するにあたり、小牧市自殺対策計画策定委員会を設置して、自殺対策に関する調査及び分析に関して意見をいただき、自殺対策の基本方針及び計画の策定をする。

また、自殺対策に関する専門的事項について調査研究を行うワーキンググループとして策定部会を設置する。

- ・市民アンケート調査  
市民に自殺対策に関する意識調査を行う。
- ・パブリックコメント  
計画（案）について意見聴取を行う。

#### (2) 平成 31 年 3 月完成